

鳥取県告示第 870 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、倉吉市に係る農業振興地域（倉吉地域及び関金地域）の名称及び区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び中部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域
倉吉地域	<p>1 平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>(1) 平成 16 年倉吉市告示第 147 号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び昭和 63 年倉吉市告示第 8 号により同用途地域から除外された区域</p> <p>(2) 平成 17 年鳥取県告示第 8 号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の倉吉市に係る林班番号 20、27、30、32 から 35 まで、42 から 47 まで、49 から 51 まで、54 から 61 まで、63 から 66 まで、68 から 71 まで、74、82、83 の 2、86、87、95、112、119 から 122 まで、126 から 129 まで及び 132 の区域並びに同林班番号 19、21、28、31、40、41、55、62、67、83 の 1、84、91、94、111、113、116、123、125 及び 130 の各一部の区域、平成 17 年 1 月 11 日現在の国有林の林班番号 540 から 542 までの区域並びに平成 17 年 1 月 11 日現在の本谷奥ほか 4 官行造林地及び白金谷官行造林地の区域</p> <p>2 平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>平成 17 年鳥取県告示第 8 号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成 17 年 3 月 22 日市町合併前の関金町に係る林班番号 2 から 9 まで、12、16 から 20 まで、22、23、25、26、39 から 42 まで、51 から 54 まで、57、58 及び 60 から 65 までの区域、同林班番号 1、13、15、21、24、27、30、31、33 から 38 まで、43、44、46、47、49、50 及び 59 の各一部の区域、平成 17 年 1 月 11 日現在の国有林の林班番号 543、545 から 569 までの区域並びに同林班番号 544 の一部の区域</p>